京城新聞

妄言妄評（五） 栗嶽生

▲永宜君補闕となり、元老及大臣等は皆一品に陞せらるとの說あり、韓國としてありそうな事なり、國步艱難の秋に悠々として虛位虛榮を競ふが如き最も韓國式を發揮するものなり。

▲京城日報子、對星樓茶話の「地にも洪水ありて漢城を氾濫せしめよ」に乙な批評を下だせるが、元來之が如何なる意味に解せられしや、揚足の取損じ抔は余り榮へたることにあらず、日報子の氣まぐれなる時々抱腹せしむることあり、

▲京城日報子の獨りよがり、民長官韓國問題に就て一昨日の社說に掲ぐる所を見るに、自分勝手の熱を吹て、反對新聞の記事を引くに自個の都合よき所のみ抜摘して批評する邊は寧ろ無邪氣なり、斯くして獨り得々たるは山の大將たるの觀あり、其論議や到底人を動かすに足らず、

▲巴爾幹半島雲行益々急なり、土耳其軍隊叛亂を起し、其勢ひ益々熾にして終に新憲法を發布せんとし、之を領事團に通告せりと、而して皇帝の使節オスマンパシャは捕擒となれり、外部の壓迫堪へざるに亦內亂あり、新月旗の末路近づきたるに非ざる乎、歐土より亞細亞に放逐せられずば幸なり、

▲日米の關係は前途大に焦慮すべきなり、日本人を單に亞細亞人として排斥するか、歐州列强國民と同一の扱をなすかゝ注目すべき問題なり、日本人を支那人印度人同樣の扱をなすは（假令勞働者にせよ）誤れるの甚しきものなり、米國近時の傾向は何となく我輩に惡感を抱かしむ、前途如何、

▲ルーズベルト氏も、タフト氏も、ブライアン氏も日本移民に關して同樣の感想を抱けるものゝ如し、人種的僻見乎、恐日病の意見ある乎、此點に於ては余りに彼等小心なるに驚くの外なし、

▲韓國暴徒は今や國內を狹しとして遠征を企てたり、露領に侵入して露化韓人と共同して浦港の日本人の征伐を試みたり、鴨綠江附近の者は馬賊と結びて淸領に侵入せるものあり、之れ暴徒の進步乎、退步乎、惟ふに寂滅の期近づきたるものなり、

▲非常に世の注意を惹きたる甲山銅鑛何時の間にやらコールブラン君の有に歸せり、然るに銅の價格下落して引合はざるを以て日本人に權利を讓渡せん爲運動中なりと、果して然る乎、甲山銅鑛の末路も憐むべきなり、甲山銅鑛――、汝は幾多の人を惱ませしよ、咄末路の落寞は當然なり、

▲東京市長の撰擧は森久保派と江間派の競爭激烈尾崎學堂の再選尙は確ならず、此選擧の如き双方共に秘術を盡すだけ弊害も少からざるべし、統監府ならば直に市長官選を斷行すべきにと言ふものあり、些少の弊の爲に自治制を蹂躙するが如きは識者の爲さざる所なり。

浮世ぐさ

●新体詩の始

吾人は如何なるものを以て今日の詩となすべきか、吾人は何等か吾人の嗜好を充たすべき詩を要するなり、然れども吾人の需要に適するものなきを如何せん、吾人は茲に於てか一種新体の詩を作爲せり、若し單に之を詩と云はば漢詩と混同するの恐れあり是を以て之を名づけて新体詩と云へり、新体詩の名は實に吾人が明治十五年を以て新体詩抄を刊行せるに始まる云々（井上哲次郎氏新体詩論、帝國文學三の一）之れ漢語も俗語も鎔化洗鍊せる今日の新体詩の始なるべし

●小說文學の始

明治五年六月假名垣魯文、條野有人兩人の敎部省に差出せる書面の中に『今日迄戲作を以て糊口仕居者數十名あり然るに近年或は鬼籍に入り或は他業を營み方今之を以て業と仕候者僅私共兩人其他數名のみ、爾後從來の作風を一變し乍恐敎則三條の御趣意に基き著作可仕と商議決定仕候、就ては下劣賤業の私輩に御座候得共歟蒙使作者とは判然有別儀に御座候間可然御含被成下度云々（雜誌五十二號）とあり當時の小說家の抱負うかゞひ知るべきなり

然るに明治十八年ころ文學士坪內雄藏氏起ちて小說を文學的に論評し同年夏より自ら『書生氣質』と題する小說冊子を每月三回づゝ發行せり、之れ新舊小說の變代期にして大に小說家の性質を高めたり、其餘勢は文學と云へば即ち小說の異名と誤認するもの多きに至れり

●民刑訴訟規則（續）

第七十一條 訴は訴狀を裁判所に提出して是を行ふ

訴狀には左開の諸件を記載すべし

一、當事者の表示
二、訴訟の目的
三、請求の原因となれる事實關係
四、裁判所名

第七十二條 訴狀は此を被告に送達すべし

第七十三條 被告は答辯書を提出するを得

第七十四條 裁判所は當事者の主張及び證據方法を明確にする爲め部員に命じて準備審理を行はしむるを得

準備審理に際し主張せざる事項、提出せざる證據方法は審理中此を制限するを得

第七十五條 裁判所は故無くして呼出に應ぜざる證人の拿引を命ずるを得

前項の拿捕に當りては第百五十八條及び第百五十九條の規定を準用す

第七十六條 當事者は裁判所の定めに從ひて訴訟費用を豫納すべし

第七十七條 訴訟の結果に當りて法律上利害關係を有する第三者有る時は其事件の繫屬する裁判所は申請に因りて決定により其利害關係人として訴訟に參加せしむるを得

第七十八條 原告が裁判所に繫屬する事件により更に起訴する時は裁判所は決定により其訴を却下すべし

前項の決定に對しては抗告を行ふを得

第七十九條 當事者双方が審問期日に出廷せざる時は裁判所は更に期日を定めて呼出狀を發すべし

裁判所は原告に對する呼出狀に新定したる審問期日に當事者双方が出廷せざる時は訴を取下ぐる者と看做す可き旨を附記するを得前項の附記を行ひたる場合に新定せる審問期日に當事者双方が出廷せざる時は訴を取下ぐる者と看做す

第八十條 裁判所は當事者の死亡其他當事者に關する事由に依りて訴訟を進行する能はずと認むる時は決定によりて訴訟手續を中止すべし

中止したる日より一個年内に訴訟手續を繼續して申請なかりし時は前に行ひたる訴訟行爲は此を無効とす其申請ありて却下したる時も亦同じ（未完）

小說 新不如歸（六十六） 篠原嶺葉著

唯ある西洋料理店の樓上で、卓子を挾むで相對して椅子に凭つたのは、西脇義祐と、尾花敏男の兩人である。

尾花は玻璃盃に泡立つビールを一息に飲み干して、口元を手巾に拭ひつゝ、

「どうも能く似た方ぢやとは思つてたですが、豈夫私の出發の當時までも東京に居られた貴方が、這麼所へ御出でになつて居るなんとは夢にも知らないですから、ひよツと辭を懸けて違つても居つたら却つて氣の毒なりと、余程躊躇爲たですが、まゝよ若も違つて居たら詫るまでの事と、思ひ切つて辭を掛けたです。全体此方へは何時お出でになつたです。」

「然うですね、もう彼是二週日の餘になります。」

「して、御用向は何です、猶且陸軍からの命令ですか。」

と問ひかけられて、西脇は些と躊躇したが又思ひ決した樣子で、

「では、貴方はまだ何にも御存じ無いと見えますね。」

「何か變つた事でもあつたのですか。」

と、不安らしく眸を睜つた。

「實は、私は陸軍の方は突然休職を命せられまして……少し自分で決心爲た事がありましたので、母にも妻にも詳しい事は知らさずに、休職になつた翌日出發して來た樣な次第ですから、親戚へも知己友人一人音沙汰なしで出掛たやうな理由で、貴方にも妹にも知らせも爲なかつたです。」

尾花は休職と聞いて驚いた容子で、

「はてね、貴方が休職――して其れには何か理由があるですか。」

「何分突然の事で、何か休職の原因と云ふ事は確乎と分らんですが、しかし大略其事であらうと云ふ事は自分では察してるです……其原因ですか、其原因に就いては今暫く申上げ兼ぬるですが何れ貴方が御歸朝の頃は誰かの口から傳はるであらうと信じて居ります。」

「いや、休職の原因なんか深く聞くの必要もないです、して何時頃御歸國です。」

「どうも何時と云ふ事は確言爲難いです、一年で歸るか二年で歸るか、或は五六ヶ月の中になるか、それとも三四年の後になるかも知れないと思ふのです、若永く滯在するやうな事になれば、何分留守中の處を宜しく願ひます。」

「それは有仰るまでもありません、然う永く御滯在になるやうな場合には、及ばずながら留守中は引受けて御世話致しますから其邊は御安心下さい。」

「どうか何分宜しく願ひ爲ます、して貴方は其の風体から考へると、無論本部からの命令でせうが何か秘密の取調でもあつて出張されたのですか。」

と問はれて尾花は室內を一わたり眺めて見たが幸ひまだ午餐の時間も早いので、廣い室內には卓子と椅子が人待顏に列んで居るばかりで客の其らしき影も見えなかつた、安心爲たと云ふ態度で、

「御察しの通り本部からの命令である、秘密の取調に出張したです。」

「して見ると、如何しても開戰は免れんと見ますね。」

「無論でせう。」

との辭に西脇は思はず微笑を浮べた。

株式會社漢湖農工銀行 第二期（隆熙二年上半期）營業報告

貸借對照表

●負債之部

科目	金額
政府貸下金	三二九、二〇〇、〇〇〇
貨幣整理貸下金	八、〇〇〇、〇〇〇
農工債券發行高	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	八、五〇〇、〇〇〇
配當積立金	二、五〇〇、〇〇〇
支拂未完配當金	五五〇、〇八〇
定期預金	五一、一七四、四〇〇
當座預金	二三〇、三二三、六〇〇
小額預金	五二、八三七、六九〇
預金手形	三、五〇五、三二五
別段預金	九、七九五、六五〇
支拂送金爲替手形	二、四八九、九五〇
他店より借（四十ヶ所）	一五、四三六、七八〇
中央金庫	一〇、三五二、五六六
貨幣整理資金	一六、七九二、八〇二
當期純益金	一三、三五八、五三九
前期推移金	二、三〇七、五五五
合計	一、三〇七、一二四、九三五

●資產之部

科目	金額
拂込未完資本金	二三五、六五〇、〇一〇
年賦償還貸付金	八、六一〇、〇〇〇
定期償還貸付金	三八、三七五、〇〇〇
貸付金	二八八、九八八、五〇〇
割引手形	二六三、一五五、四〇〇
當座預ケ金	一七六、七九一、五九〇
公債證券	五五、〇二〇、〇〇〇
株券	二、五〇〇、〇〇〇
他店へ貸（卅九ヶ所）	一四、七九九、六三〇
地所	一七、三五一、三四〇
建物	二三、五五八、九六〇
什器	六、七六〇、〇七〇
收入印紙	一、七六七、五五〇
手形用紙	六三、四九〇
典執物流込物件	七〇〇、〇〇〇
内譯 地所	四五〇、〇〇〇
建物	二五〇、〇〇〇
保管貨幣	[illegible]
金銀有高	[illegible]
内譯 正貨	[illegible]
紙幣及兌換券	[illegible]
補助貨	[illegible]
切手及手形	[illegible]
舊貨	[illegible]
合計	[illegible]

●損益勘定

一 金六萬五千九百七十圓八十六錢五厘 當期總益金
一 金二千三百〇七圓五十五錢五厘 前期繰越益金
合計六萬八千二百七十八圓四十二錢
　內
金五萬二千六百十二圓三十三錢 當期總損金
　差引
金一萬五千六百六十八圓〇九錢 當期純益金

此利益分配左の如し
金六千五百圓也 積立金
金一千圓也 配當積立金
金四千七百十三圓也 配當金（年一割二歩）
金一千三百三十二圓也 賞與金
金二千一百二十三圓〇九錢 後期繰越金

右の如し
隆熙二年七月
株式會社漢湖農工銀行

理事長	白完爀
理事	洪肯燮
同	李鴻讚
同	李健熾
同	韓敬會
同	鄭雲祥
同	孫海鵬
同	陰在植
同	李顯周
同	徐基文
同	朴東煥
同	尹敬重
支配人	久能省三

前記各項の調査を遂げ其正確なる事を保證候也

監事	尹鼎鎬
同	白寅基
同	徐璟澤
同	金在勳
同	李濶夏

京城觀測　再び外債に就て

興業銀行の韓國政府貸付金貳千萬圓は巴里に於て成立せりとの報は果して事實なりや、興業銀行が韓國政府に資金を貸付するの事は[illegible]

[illegible]

[illegible]せり、余輩は更に二億以上の外債を起すことを希望して止まざるなり。

●對星樓茶話

△暴徒の勢力消長が政事の關係によりて推移し得らるゝは決して不思議に無之候、[illegible]

東京電報

▲市人皆な大に悦び野人皆な之を喜び候。▲權勢に飢ゑたる朝鮮の大官及び策士を保[illegible]發配なり。▲[illegible]變へたり。

▲徴兵令の改正

陸海軍現役兵に決定したるものは正當の理由なく徴集の期を遲るゝ十日を過ぎたるものは六月以下の禁錮に處し戰時に在りては五日を過ぎたるものは一年以下の禁錮に處す一年志願兵にも準用す本令は十月一日より施行す（廿九日發）

●地方費規則制定

內部は地方行政刷新に要する道費に充當する稅金を徴收するため地方費規則を制定發布する方針にて既に前大臣の當時右規則の草案脫稿し居りたるが現大臣も其の意見を贊し右の草案に多少の修正を加へ度支部大官會議及び大臣會議に提出する筈にして此の課稅は地方民に新たなる負擔をなさしむるものに非ずして從來諸種の名目の下に地方官が徵收し而かも其の額明確ならざりし所謂雜稅を整理して地方費に充つるの方針にて制定せられたるものなりと云ふ

●土地家屋所有權證明規則施行細則

土地家屋所有權證明規則は過日の紙上に記せしが同施行細則は昨日の官報を以て左の如く發表されたり

第一條　土地家屋證明規則施行前に適法の原因（賣買、交換、遺産の繼受、分産、贈與、裁判上確認されたる[illegible]）に依り又は同規則施行後に賣買[illegible]の外適法の原因（遺産の繼受、家屋の新築、裁判上[illegible]の類）に依りて土地或は家屋を取得したる者か土地家屋證明規則第一條の證明を受んとする時は申請書二件を作り文記其他證憑書類を添へ證明を受る土地或は家屋の所在地の郡守或は府尹に提出す

第二條　前條の場合には申請者は手數料として土地或は家屋の價額千分の二に相當する金額を納む可し但最低額を一圓と定む

第三條　土地或は家屋の價額は郡守或は府尹之を評定す
申請者が郡守府尹の評定に對して不服ある時は觀察使の裁定を求むることを得此場合には郡守或は府尹は假證明を行ふ可し但申請者が裁定の通知を受けたる日より二週間內に手數料を完納せざる時は假證明を取消す可し
裁定ありたる後に申請者が前條に規定したる金額を完納したる時は本證明を行ふ可し

第四條　第一條の申請ありたる時は郡守或は府尹は二個月以上土地或は家屋に就て左の事項を揭示す尙且郡衙或は府廳門前に揭示す可し
一、土地家屋の表示
二、申請者の住所氏名
三、申請したる年月日
四、申請者は該土地或は家屋の所有者たるを主張し異議ある者は速に郡守或は府尹に申告すべき旨意

第五條　郡守或は府尹は前條の期間を經過したる申請者の所有權が確實なることを認めたる時は申請書各件に證明を行ひ一件は申請者に交付し一件は文記其他證憑書類と共に保存す可し
郡守或は府尹は調査したる後に證明を行ふべきものにあらずと認めたる時は其理由を附して證明を拒絶す

第六條　郡守或は府尹は前條第一項の證明を行ひたる時と土地家屋所有權證明規則第三條の場合に日本理事官の通知ありたる時は直に土地家屋證明簿に左の事項を記載す
一、土地には種目、所在地名、番號（字號等）面積（卜數斗落步數等）及四標家屋には種目、所在地、戶番號（統戶等）及面積
二、所有者の住所、族籍及氏名
三、證明の年月日及番號

第七條　土地家屋證明規則施行規則第八條乃至第十四條の規定は土地家屋所有權の證明に當りて此を準用す

第八條　申請書證明樣式及土地家屋證明簿の記載例は別表に依る（別表略す）

第九條　本令は隆熙二年八月一日より施行す

●郡の自然廢合

韓國三百六十三郡中には其の面積極めて狹く僅かに四個村を管轄するのみにして行政區劃として一郡として存在せしむる必要なきものあり又鐵道開通のため交通の便開け合併を行ふも差閊なく假令合併せざるも郡守をして二郡を兼任せしむるも可なるものありて當局者は此れに關し其の廢合に干涉せざるも觀察使の申請により合併或は郡守の兼任を許す方針にて既に一二ヶ所申請し來れるものありと云ふ

●韓南滊船補助條件の變更

韓國政府補助の下に成立し愈々株式募集に着手したる韓南滊船會社に對する補助條件中第二項の補助金は隆熙十二年より九個年間に每年一萬圓合計九萬圓を返納せしむとありしを今回會社は每營業期に於ける純益中より其の百分の十を積立金として控除し其の殘額が拂込資本額に對し年八步の割合を超過するときは其の超過額の十分の五を補助金の返納に充て漸次補助金額を完納すべき事と變更せらるゝ事となり二十七日の閣議に於て決せられたる由にて近々統監府の承認を經る筈なるが此の條件變更は會社のため大いに有利となりたるものにして發起人の運動効を奏したる次第なりと云ふ尙補助條件の變更と共に命令事項に左の如く變更せらるゝ事となりたりと
第一項を左の如く更む
一　釜山迎日灣間及び釜山木浦間の航路には總噸數百八十噸以上最强速力一時間七海里以上の汽船二隻を使用して前者は每月往復二回以上一年期間往復二十四回以上後者は每月往復四回以上一年期間四十八回以上の航海となすべきこと
第一項の次に左の三項を追加し以下順次繰下ぐ
二　釜山迎日灣間の航海は往復共蔚山に寄航するものとす
釜山木浦間の航海は左記の箇所に寄航するものとす
馬山、統營、三千浦、左水營、莞島、羅老島、碧波津、木浦、所安島、濟州府、牛島、巨文島、安島、欲知島、長承浦、
三　各航路貨物の運賃は政府の認可を受け此れを定むること

●棉花栽培場の事業

昨日の官報を以て歲出追加を公布せられたる一萬四千十八圓の棉花栽培費は木浦なる臨時棉花栽培場所管の經費にして同場は光武年勸業模範場が木浦に出張所を設け同地方の棉花栽培の改善發達を圖るため棉種の分配及び其の試作をなしつゝありしを官制改正の結果同出張所を臨時棉花栽培場と改め佐藤農商工部技師を場長とし本年三月開場し木浦、伏巖、光州、靈巖、南平、右水營、珍島、群山、京城東大門外、永同、燕岐、大邱、晉州の十三箇所に技手を派し各若干の模範的棉圃を設けしめ且地方人民に米國種の陸地棉其の他選良の種子を分配栽培せしめ此れが栽培法を監督し以て韓國の棉花栽培を獎勵し其改良發達を企圖しつゝあり然るに本年の豫算に不足を生じたるを以て今回此れが追加豫算を公布したる次第なりと云ふ

●各部建築方針變更

各部廳舍は元度支部廳舍跡に合同建築をなす筈にて既に約四十萬圓の經費を要する設計も終り居りたるが目下政費多端にして財政困難なる場合如斯大建築をなすは時期の宜しきを得たるものに非ずとし方針一變し各部共現在の廳舍にて執務上差閊なきものは當分其の儘とし已むを得ざるものに限り各廳舍別々に建築する事となり內部は現廳舍の前庭に建築するに決し既に設計を了し近々着手して本年中に落成せしむる筈なりと云ふ而して現廳舍は原狀に復して會議室に使用する豫定なりと

●海軍々人結婚條例

海軍には從來海軍々人結婚條例なるものありて結婚の手續を定めありしが今回新たに海軍現役結婚條例を制定（前の條例を廢止す）し廿四日勅令を以て公布されたるが其の內容は海軍現役軍人の結婚する場合には將官同相當官は海軍大臣の奏請に依り勅許を受くること、上長官、士官、準士官は海軍大臣、下士卒は在籍鎭守府司令長官の許可を受くること、候補生及び二等卒以下の結婚は許さざること、配偶者たるべき婦人は品行端正たるべきこと等なり

●北韓の暴徒

在間島の某氏より當地某氏の許に着したる近信に依れば北韓地方に於ける暴徒の情勢を知るを得べきを以て此に揭ぐることゝせり即ち去る七日の朝慶興附近に暴徒蜂起し同地の守備隊下士斥候を襲擊したりと之れと同時に豆滿江一帶の地及び穩城の對岸（間島內冷水泉子）に蜂起し斥候は既に四平街を距る十三里なる滿洞に出沒するに至りしかば人心恟々として其堵に安せざるの情況なるを以て十七日に至り在住の本邦人は義勇兵を組織し各武裝して日夜警戒怠りなく憲兵隊は會寧武陵間を警戒して万一に備へ居れるが暴徒は穩城、鍾城、訓戎、慶興、慶源、古邑等の各地にあり約千名以上に達し居るものゝ如く各所に出沒せるに依り守備隊は直ちに討伐に向ひ專ら討伐に從事しつゝあるも其結果は未だ知る能はざれど豆滿江の左岸に沿ふて漸次南下し間島派出所を襲はん計畫なるが如く間島會寧間交通機關たる韓人の牛車に本邦人を乘車せしむるを厭ひ只だ郵便物を搭載したる牛車の交通するのみにて甚だ危險の感ありと暴徒の首魁は曾て間島管理として露國黨たりし李範允にて同人は日露戰役後露領烟秋（ヤンチカ）に脫走したるものにて昨年の政變後暴擧準備に怠りなく北韓の韓民を煽動し今回の暴擧に及びたるものにて彼等は露國式軍銃を携へカーキ色の服裝をなし小行李を伴へる所より見れば多少訓練を經たるものゝ如く行動敏捷なり討伐隊之れに向へば山中に逃れて其跡を韜し出沒自在なるのみならず彼等の目的は間島にあるを以て在留本邦人は何時襲來せんやも測られずとて武裝の儘寢に就き居れり以上武器其他の點より察すれば彼等は露國在住韓民と氣脈を通じ居るは勿論或る煽動者の潜み居るにはあらずやと

●賊徒討伐狀況

△蔚山北方乃浦守備隊の下士五名は七月十九日乃浦西北二里にて賊七名を殪す
△慶尙南道三嘉分遣隊の上等兵以下五名は巡査三名と共に七月二十一日三嘉西北約二里將台にて約三十の賊に出會其十一を殪し火繩銃八を鹵獲す
△慶尙北道慈仁守備隊の上等兵以下三名は七月二十一日慈仁郡內にて賊一名を殪す
△慶尙北道靑松守備隊上等兵以下五名の斥候は七月十八日安東東南安德附近にて賊二を殪す
△慶尙北道順興守備隊斥候は日韓巡査四名と共に七月十五日順興北方二里の鳥嶺西北方山中にて約四十の賊に出會其十三を殪し銃器十雜品若干を鹵獲す
△光州騎兵中隊の上等兵以下七名は同地東南三里の地にて賊約三十を討ち其三を殪す
靈巖東北方瑚內場南二里にて賊六十を討ち其一を殪す
△北靑守備隊の城津中隊の少尉以下十名は七月二十三日端川の西方約二里の西三里にて約七十の賊を擊破首魁以下約二十八名を殪し多數の負傷者を生せしむ銃器四十一を鹵獲す
△全羅南道南平分遣所の憲兵は補助員五と七月二十五日郡內にて約百の賊に衝突其七を殪し尙追擊中我憲兵上等兵一名負傷せり
△黃海道海州警察署の巡査は七月二十六日郡內にて賊一名を殪し二を捕へ銃器其他雜品を鹵獲す

●合同政談大演說會

民長官選問題に對する京仁五新聞社合同政談大演說會は既報の如く愈よ本日午後六時より旭町一丁目歌舞伎座に開會さるゝに付居留民團を愛するの人々は奮て來會せられたきものなり

●裁判所開廳披露會　八月一日より大審院以下各裁判所を開廳披露の宴を催す由にて曾禰副統監以下統監府高等官一同各大臣次官其の他重なる高等官及び長谷川軍司令官以下師團長高級將校並に韓人辯護士の重なるもの等二百餘名に招待狀を發せり

●仁川民團の會計檢査　仁川民團第四十年度會計檢査は廿八日終了せるを以て愈々來月初旬民會を開く筈尙四十一年度六月迄の會計檢査は八月中旬頃に執行すべしと云ふ

●漫遊中の書記官　某處に達したる通信によれば北淸漫遊中の井上宮內府書記官は本月十九日營口に着し廿日北京に入り數日滯在の後鐵路漢口に出で上海を經て歸任する豫定なりと

●警察署長の兼補　廿九日附にて左の如く兼補さる
警視廳第一課長　永谷隆志　兼補中部警察署長
同　第二課長　[illegible]　東部同

●近事片々

▲萬國　融和協會[illegible]ラッド博士の日米[illegible]
▲日本　學生の[illegible]を穿てり元來日本[illegible]
▲博士　が東洋[illegible]も所以あるなり此[illegible]
▲日本　人は仇敵[illegible]酬るを忘れず[illegible]
▲博士　は韓國[illegible]るにも係らず日本[illegible]
▲韓人　の性質は[illegible]を外人の怪む[illegible]
▲博士　は皮相[illegible]して日本を武斷[illegible]
▲兩國　の融和[illegible]以前の事を引證[illegible]
▲偉大　なる[illegible]人と貪婪不法の[illegible]
▲博士　は斯く[illegible]米人に告ぐと雖[illegible]
▲然る　に大統[illegible]於て海軍擴張[illegible]
▲米國　は他國[illegible]を許さゞる爲に[illegible]
▲是れ　果して[illegible]音外に溢るゝに[illegible]
▲七千　人の韓[illegible]
▲惟ふ　韓國[illegible]本兵と衝突し[illegible]
▲李完　用馬車[illegible]次北逃し間島附[illegible]官にも馬車の[illegible]
▲士耳　其帝[illegible]會開設の要求[illegible]
▲土國　に於け[illegible]減退を意味す[illegible]
▲餘義　なく立[illegible]途や如何[illegible]
▲鶴原　君は[illegible]上る所必ず[illegible]
▲鎌田　榮吉[illegible]著て車の上の[illegible]三萬圓で藤田[illegible]
▲祇園　精舍[illegible]段余りの面積[illegible]
▲夫を　逝者[illegible]釋迦佛に獻じ[illegible]

公人私人

●熊谷民長の歸任　[illegible]中なる熊谷民長は本日夜歸任すべし
●[illegible]の寄附　[illegible]地名大辭典を[illegible]
▲岡十郎（韓國水產組合長）[illegible]が一昨日歸釜
▲丸山幹治（京城日報記者）[illegible]爲め新義州に向へり
▲狩野眞夫（平壤[illegible]）[illegible]日上京[illegible]

特別廣告

吾人は今回の民長官選發令に對し社會の正義輿論に訴ふる爲め明三十日午後六時より京城歌舞伎座に於て同志政談大演說會を開催す

（傍聽無料）

大韓日報社
朝鮮日日新聞社
朝鮮新報社
朝鮮タイムス社
京城新聞社

雜報

●慈善心の强請　目下南大門通り櫻屋旅館に止宿し居る山中幸治、金藤佐瀨、渡長太郎の三名は廣島縣慈惠院派遣員なりと稱して過日當地に着するや否や同旅館に宿泊し之が經費に充つる爲め賣藥行商の許可を其の筋に向て出願せしが其の筋に於ても種々之が身元及び平素の擧動等に就て取り調べたる所果して右三名のものは先般統監府の左る二三の高等官邸に至り主人の留守を幸ひ夫人に向つて賣藥の押し賣りをなし慈善心の强請をなしよろしからぬ振舞ありしを確めたれば之が賣藥行商の出願は一も二もなく却下したりと因に近來慈善の美名を奸餌として專ら自巳の利腹を計り私慾を充たさんとする胡亂の徒徘徊するに依り其の筋に於ても一層の警戒を加へ居れど各自注意して奸計に陷らぬやう心掛けらるべし

●今様れ牛長右衛門　深川區東大工町印刷會社工場の世話係同區萬年町二ノ二東條善九郎（五十）は同會社製本部の女工同區靈巖町一六三煉瓦職戸部吉五郎内縁の妻野中れ敉の私生兒れ留（十七）のまだ春知り初めぬ姿に想を焦し手に手を盡した末昨年五月中深川公園にて本望を遂げ今日迄情交を續け居るが情に引かるゝれ留も惡くはなく今度吉五郎が朝鮮龍山へ出稼する事となつたより一緒に連れて行つてとの事に吉五郎は表立つて妹に與れと申込みしが餘り年が違ふ所から母が承知せざるにれ留は其より母と不和となり度々情夫の家に宿泊せしかば去る二十一日嚴しく小言をいひしに翌二十二日無斷家出したより的切り其れと善九郎に掛合しも存せぬ知らぬの一點張りにて埒明ぬにぞ廿三日深川署へ捜索願を出したりと

▲根の赤飯　去る五月の頃であつた大和町の去る所に引越した若夫婦があつた此夫婦は最も良家の生れにて良人と云ふは郷里にては多少の資產も有し居つたが例の日露戰爭にて開拓されたる安東縣が大發儲かる所だと聞き功名心强き今年のことゝて此話しを聞き何の取調べもなさず今より二年前夫婦諸共安東縣に渡り種々の事業に從事する中妻は妊娠になり月滿ちて產み落したるは玉の樣な男の子なりしかば夫婦は大に喜び手の中の珠と[illegible]置かず寵愛し成長を樂み居りしかば夫婦の仲は益々睦まじく家運益々繁榮の域に向ひつゝあつたが花に嵐月の叢雲譬へられ[illegible]る世の習ひ夫婦の禍とは他ではない[illegible]を降り掛りたれ災一家に取つて一大[illegible]事業に失敗し家運漸く傾かんとする[illegible]の中の玉と愛みし子供が假染ならぬ病[illegible]の黃泉に旅立ちたるこう是非なけれ[illegible]れやで妻なる人も精神に異狀を呈し[illegible]の災厄に店を疊むの己むを得ざるに至[illegible]鄕に來り一旗擧げんと前記の處に引越[illegible]人は仕入れの定め歸鄕し跡に妻一人留[illegible]しに只さへ淋しき住居なるに一人のこ[illegible]ば中々に淋しく良人の身の上や逝く[illegible]し子供のことやあれやそれやと終日思[illegible]れみし爲め又々精神病を發して取止め[illegible]る事を口に發し人も見ざるに誰某が惡[illegible]た誰某は死んでも恨を報ひんなど云ひ[illegible]居りし中其近所に住居へる某が其恨み[illegible]となりしが其中良人も歸宅し此体を見[illegible]に繋き男一人にては到底も介抱出來ず[illegible]した地なれど安東縣には親類も居れば[illegible]旗はかへられずと又々家を疊みて療養[illegible]の安東縣に引越したのは此六月末の事[illegible]しさる程に妻なる人は出發の前日赤飯[illegible]き之を紙に包みて庭前の桃樹に吊り下[illegible]恨みの的たる某を呪ひたり斯る呪咀を[illegible]たりとは知らぬ某は此頃に至り氣のふ[illegible]〳〵となりしかば或る智識に尋ねしにコ[illegible]生靈つきたるものにて祈禱せざれば退散[illegible]と云ひしかば目下或る寺院に日參し祈[illegible]なりとさ穴恐ろしや

●天然亭洞の蓮花　四季の眺めの少なき韓國にも蓮の[illegible]は他國に誇るものあり遠く杖を曳く所[illegible]つて紹介することゝして近くの所で記[illegible]うなら彼の西署盤石坊通りを獨立門の[illegible]行く所に石橋あり其石橋の少し手前よ[illegible]に曲り直ぐと左手を見るとソコに大な[illegible]池ありて池の滿面は悉く此の蓮もて埋[illegible]居る有樣尤もまだ花は開かず只點々蕾[illegible]色を呈せしがツヨ吹く風にカン振りし[illegible]居るのみなるが多分來月の第一日曜[illegible]はツロ〳〵と蕾の綻び初めて又格別の[illegible]顏を呈するとなるべし

●人力車を引き出[illegible]去る二十六日午後十時大貞洞人力車駐車場に一人の醉漢物をも言はず入り來るや否やイキナリ其所に並べある車の梶棒に手を掛け引き出したるより溜りに休み居りし車夫の一人が亂暴な奴と車を押へたるに右の醉漢は管を卷き車は客を乘せるのではないか而も手前達の手を借らず俺が勝手に乘つて見やうといふ大事な客を何と思ふかマゴ〳〵すると撲り殺すぞと啖呵を切りしより車夫も負けては居らずナニ此の醉ッ拂奴がと愛に一場の大立廻りを始め結局車を破壞せしかば車夫は其の旨最寄の派出所に訴へ出でしより巡查出張醉漢を本署に引致したるが此の醉つ拂の大馬鹿者は南署小公洞吳主事方に同居する鄭顯景といふものなり

●飲んだくれヨボ　一昨日午後六時三十分頃南大門通二丁目裏通りより長谷川町一丁目人力車駐車場に至る道路に於て何處で飲みしかグデン〳〵と醉ひ拂ひ路上に倒れ又は種々なる暴言を吐き全く狂氣人とも云ふべき二名の韓人あり歩くにも自由ならず彼方へヨロ〳〵此方にヨロ〳〵ヨロリ〳〵と自家に歸るも大儀らしく甚だ危險の態度なりしが此体を見たる南部署の巡查は斯くては危險なりとて一應本署に連れ込み保護を加へんとせしも却て暴行にも及ばんとする狀ありしかど己を得ず一夜留め置き醉の醒むるを待つて懇々說諭の上放還されたるは昨日午前六時四十分なりし此飲んだくれは會洞八十三統一戶金淳明（四十）同家居東京第一高等學校生徒崔元基（二十五）といふものなりしと

●新町遊廓覗き　晝をも欺く電燈を本町通から眺めれば不景氣である樣な氣はせぬ歩一歩新町に近くけれども人片一人通らぬこう寂しくては不景氣の嘆聲を聞くのも無理からぬ事だと獨り思ひながら月下樓の前まで行くと仲居と娼妓二人客待ち顏に涼んで居る仲居がれはいりやすの聲を聞き流しながら松葉樓を覗くと請負師らしい客が古臭い歌を唱つて騷いで居つた廓を通り過ぐる迄に三味の音を聞たのは此の店計りであつた南山樓前の井戸端で暫らく休息で居ると大和町の方から麥稈帽が二人ナボレオン帽が一人來た麥稈帽の一人は慥かに本町郵便局の某銀筋である三人とも揃つて皆春樓へ登樓した銀筋殿の敵方には小金外の二人は花絹と小櫻であつた明日の事務が嘸ぞつらかろとは覗生の心配南山樓からパナマ帽の卅男が出た間もなく黑絽三紋付きの藪醫竹庵的の四十男がオ靜かにと送り出された二人共本町の方へ歸り去つたその後から浴衣の汚じみた廿五男と久留米絣の鉄砲袖の男と二人が南山樓の仲居と娼妓等と散々いちやついて居た浴衣の男が云ふ樣今は我れも酒と女で身をしくじりたれど以前は仁川の清榮樓では隨分切れたもんだつたさ大風呂敷を廣げて居た、何れこんな奴は生涯浮ぶことが出來んだらう▲大桝屋の白糸もか云ふチト滋皮のむけた別嬪とパナマ帽の廿五男と店頭で何事か遣りに囁やいて居た多分落籍か夫婦約束の相談でもしたのだろう▲松葉樓から鉄縁眼鏡の腰辨らしい男が出て直に又南山樓を素見して居たが仲居は其貧相を見てれ這りとも何とも云はなかつたのは頗る振つたものだ▲電氣會社の赤髯を乘せた腕車を威勢よく井門樓に引き付けた此の赤チャンの敵方は誰か知らん先きに南山樓で噺して居た浴衣の男が第一樓本店を素見して居たが君香とやらから散々惡口されて居た此の奴變んだと後とから尾行したら山遊樓の仲居から取り押へられ前の酒代三圓五十錢とか八十錢とか催促されて居たが此の次必ず仕拂ふから許して與れと頭を百萬遍も下げて斷つて居た（覗生投）

●腸窒扶斯　京城壽町九十八番戶榛見岩藏方小勝孩（十九）は二十八日腸窒扶斯に罹り青坡病院に送らる

（平）（民）▲明治町一丁目に近頃素人待合が出來た每夜二人の白首娘が客待ちならぬラバー待ちをして居る（文）（廊）此の未來を誓つたラバーは誰れ（岡燒生）▲本町六丁目咲花亭のみどりとかいふ酌婦は一寸別嬪だが愛想がないのが玉に瑕だ（心配生）▲近頃のやうな斯う雨が續いては困るといふが僕等は大嬉びだ第一客はなしソレに夜も早く寢られる（吳服屋の番頭）▲閑度生に告ぐ君本町七丁目の下駄屋の娘を貰ひたいといふがネ、ソウ〳〵輕はづみに與るものか（沈着生）▲京城中の看板廣告で一番振つて居るのが鍾路に行く石橋の所にある東亞煙草會社の廣告だろう實際立派なものだ（廣告狂）▲京城の電車は賃錢許り上げてまだ車体やら線路の改良をしないのでせうか（不思議生）▲夕方南大門外の方から歸つて來る工女らしい女の一群は何んでせうかイヤに男の顏許り見るよ（美男子）▲南大門外の城壁に沿ふた通りは韓人家屋のみで淋しい上に空地が多いものだから民團役所の糞汲み連がみだりに肥桶から糞をブチマケらるゝには閉口だ尤もソレは韓人である（潔癖生）▲何所の役所でも課長とか名の附く奴は叮嚀だが木ッ葉役人が一等威張る（人民）▲巡查が正服を脫いで家に居つても人民といふから滑稽だ（ポンチ生）▲泥峴街筋で大分差し押へを喰ふ店があるさうだ皆さん御存知（天眼通）▲諸君甜瓜は毒ですよ食べるのはれ廢しなさい（衞生家）

●天氣豫報（自廿九日午後六時至三十日午後六時）　南の風曇但少雨

二十九日午前六時各地氣象概況　大陸方面に停滯せる低氣壓は依然著るしき移動をなさず天氣一般に陰鬱にして仁川には南の强風吹けり

廣告

漢城手形組合第五期業務報告

負債ノ部

基本金	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
積立金	二一、〇〇〇・〇〇〇
保證手形	三八三、〇五〇・〇〇〇
前半期繰越金	三四八・九六〇
當期純益金	四、九八三・九二〇
合計金	五五九、三八二・八八〇

資產ノ部

定期預金	一六三、四一六・七五〇
當座預金	[illegible]
組合員	[illegible]
家屋	[illegible]
什器	[illegible]
假拂金	[illegible]
土地	[illegible]
現金	[illegible]
合計	五五九、三八二・八八〇

利益處分ノ事

當期純益金	四千九百八拾參圓九拾貳錢
前期繰越金	參百四拾八圓九拾六錢
合計	五千參百參拾貳圓八拾八錢

内

金四千圓	積立金
金六百八拾五圓	役員及事務員賞與金
金六百四拾七圓八拾八錢	後期繰越金

右之通相違無之候也

隆熙貳年七月卅日

漢城手形組合

組合長　趙鎭泰
評議員　韓相龍
同　李鴻謨
同　崔思永
理事　藤井定吉

第六十期貸借對照表

資產

貸付金	[illegible]
當座預金貸越金	[illegible]
割引手形	[illegible]
荷爲替手形	[illegible]
預ケ金	[illegible]
雜勘定	[illegible]
地金銀	[illegible]
有價證券	[illegible]
他店貸（五百八十五ケ所）	[illegible]
未拂込資本金	[illegible]
營業用地所建物	[illegible]
所有地所建物	[illegible]
抵當流込物件	[illegible]
金銀有高	[illegible]
内　正貨	[illegible]
兌換券及銀行券	[illegible]
切手手形	[illegible]
合計	[illegible]

負債

官公金預金	[illegible]
定期預金	[illegible]
當座預金	[illegible]
小口當座預金	[illegible]
別段預金	[illegible]
借用金	[illegible]
他店ヨリ借（七百五十七ケ所）	[illegible]
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
法定積立金	[illegible]
新築費積立金	[illegible]
前期繰越金	[illegible]
本支店間未達勘定	[illegible]
當期純益金	[illegible]
合計	[illegible]

長崎縣長崎市築町百七番戶
株式會社十八銀行

棉糸景品引換廣告

輸出棉糸第一次景品券抽籤結了仕候に付本日より景品引換可致候
當籤第一等より第四等迄は直接清國上海福州路第五號大日本紡績聯合會出張所へ御請求被下度第五等より第七等迄は弊店にて引換可申候
當籤番號表は弊店に備付有之候

明治四十一年七月二十七日

大日本紡績聯合會仁川代理店
三井物產合名會社仁川出張所

株式會社韓一銀行營業報告
（自隆熙二年一月一日至同六月三十日）

貸借對照表

負債之部

一 資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
一 諸積立金	三、五〇〇・〇〇〇
一 未支拂配當金	二、四二二・五〇〇
一 諸任金	三三一、〇五二・一六
内譯　定期任金	九六、五二一・一六
無期任金	一五八、二五三・二六
小額任金	二九、七一九・四一
任金手形	三、〇〇九・〇〇
通知任金	三二、五〇〇・〇〇
別段任金	一三、七三八・三三
一 前半期繰越金	一、一六八・六二
一 當半期純益金	一三、五九一・〇五
合計	八四九、五三四・三三

資產之部

一 拂込未濟資本金	三七五、〇〇〇・〇〇〇
一 無期任出金	八〇、二七二・九〇
一 貸付金	七二、七〇五・〇〇〇
一 無期過振	五五、五六九・一四
一 割引手形	二五〇、七〇〇・〇〇
一 家屋	八、一四六・九一
一 什器	一、七二〇・二八
一 金銀	五五、四二〇・一〇
合計	八四九、五三四・三三

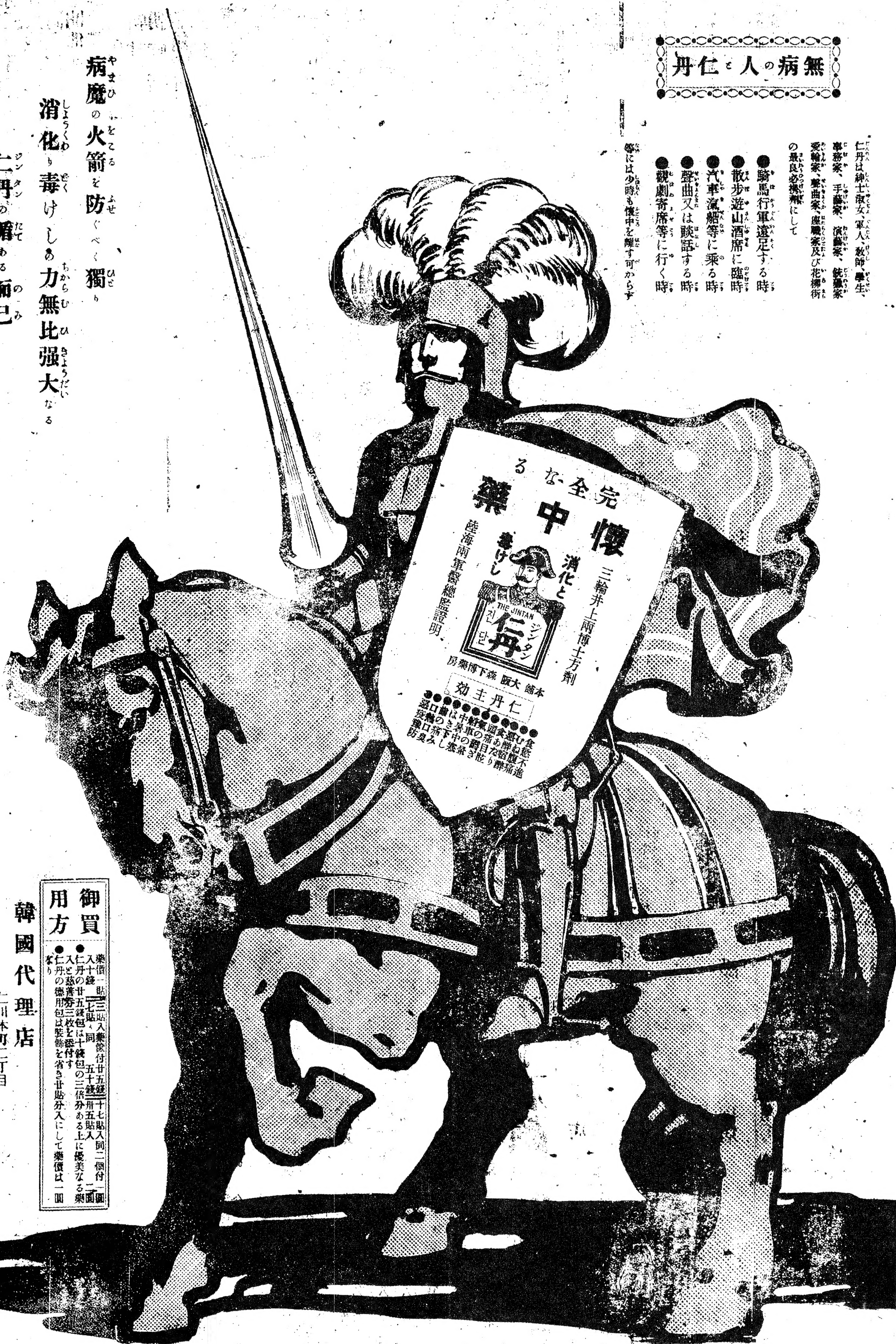
損益計算

一 金二萬二千二百五十八圓四十九錢　本期總益金
一 金一千一百六十八圓六十二錢　前期繰越金
合計金二萬三千四百二十七圓十一錢
内
一 金八千六百六十七圓四十四錢　本期總損金
計除
金一萬四千七百五十九圓六十七錢　本期純益金
此配當計算ハ左ノ如シ
金一千五百圓　準備積立金
金五千圓　別途積立金
金四千五百三十五圓　株主配當金
即年一割ノ計算ニテ舊株ハ一株ニ對スル金六十二錢五厘ヲ新株ハ一株ニ對スル金三十八錢
金一千三百六十圓　任員賞與金
金二千三百六十四圓六十七錢　後期繰越金
右ノ如シ

株式會社韓一銀行
頭取　趙秉澤
專務取締役　白寅基
取締役　白周鉉
取締役　朴泓鉉
取締役　劉秉璉
支配人　金鎭玉
監査役　裵東爀
監査役　成文永

前記ノ各項ヲ調査セシニ其正確ナルヲ保證ス

監査役ハ滿期故改選ス裵東爀（再選）金時鉉兩氏被選


無病の人と仁丹
仁丹は紳士淑女、軍人、教師、學生、事務家、手藝家、演藝家、銃獵家、愛輪家、聲曲家、座職家及び花柳街の最良必携藥にして
●騎馬行軍遠足する時
●散歩遊山酒席に臨む時
●汽車滊船等に乘る時
●聲曲又は談話する時
●觀劇寄席等に行く時
等には少時も懷中を離す可からず
病魔の火箭を防ぐべく、獨り
消化り毒けしあ力無比强大なる
仁丹の楯ある而已
完全なる
懷中藥
消化と毒けし
三輪井上兩博士方劑
陸海兩軍醫總監證明
THE JINTAN
仁丹
ジンタン
진단
本舖 大阪 森下博藥房
仁丹主効
御買用方
●藥價一貼三貼入藥價付廿五錢 十七貼入同二個付一圓
入十錢 七貼入同五十錢 卅五貼入 二圓
●仁丹の廿五錢包は十錢包の三倍分ある上に優美なる藥入と慈善券三枚を添付す
●仁丹の德用包は裝飾を省き廿貼分入にして藥價は一圓なり
韓國代理店
仁川本町二丁目
新井藥房
京城本町三丁目
新井藥房支店